

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告示  
 ○ 福島県議会定例会を招集する件 四九
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 四九
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件 四九
- 道路の区域を変更する件三件 四九
- 道路の供用を開始する件三件 四九
- 徴税吏員証票を無効とする件 四九

## 告 示

### 福島県告示第五百八十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第一項の規定により、福島県議会定例会を令和二年九月十八日福島市に招集する。  
令和二年九月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
(総務課)

### 福島県告示第五百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、矢吹西部土地改良区から令和二年八月十八日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十七日認可した。  
令和二年九月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
(農村計画課)

### 福島県告示第五百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
令和二年九月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 保安林予定森林の所在場所  
いわき市平下高久字久保ノ作一四一、平鶴ケ井字脇ノ作五〇
  - 二 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
  - 三 指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐は、択伐による。
      - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）  
(森林保全課)

### 福島県告示第五百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和二年九月四日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和二年九月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一四号	伊達郡川俣町山木屋字 橋端山二番一地从先から 同 郡同 町山木屋字 橋端山四番地先まで	変更前 A 一八・五 四三・六 変更後 A 一八・五 四三・六 B 八・〇 一七・〇	(メートル)	一三二・八 一三一・八 一二六・七

福島県告示第五百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に  
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路  
計画課及び福島県北建設事務所で令和二年九月四日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和二年九月四日

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
一般国道 三四九号	伊達郡川俣町大字小島 字新開前一六番三地先 から 同 郡同 町大字小島 字東前一番四地先まで	変更後	二〇・二 二〇・五	一三・八
		変更前	一八・五 一八・七	一三・八

(道路計画課)

福島県告示第五百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に  
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路  
計画課及び福島県南会津建設事務所で令和二年九月四日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和二年九月四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
一般国道 三五二号	南会津郡檜枝岐村字高 屋敷一三三九番二地先 から 同 郡同 村字高 屋敷一三三八番四地先 まで	変更後	八・八 九・〇	七六・八
		変更前	八・八 九・〇	七六・八

(道路計画課)

福島県告示第五百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の  
供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建  
設事務所で令和二年九月四日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和二年九月四日

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二一四号	伊達郡川俣町山木屋字水境一五番 五地先から 同 郡同 町山木屋字水境八番一 地先まで	令和二年九月四日

(道路計画課)

福島県告示第五百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の  
供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津  
建設事務所で令和二年九月四日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和二年九月四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道三五二号	南会津郡檜枝岐村字高屋敷一三三 九番二地先から 同 郡同 村字高屋敷一三三 八番四地先まで	令和二年九月四日

(道路計画課)

福島県告示第五百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の  
供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津

建設事務所で令和二年九月四日から一週間一般の縦覧に供する。  
令和二年九月四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	一般国道三五二号	供 用 開 始 の 区 間	南会津郡南会津町熨斗戸五七四番 地先から 同 郡同 町熨斗戸五四六番 地先まで	供 用 開 始 の 期 日	令和二年九月四日
-------	----------	---------------	--	---------------	----------

(道路計画課)

## 公 告

### 公告第百八十五号

次の徴税吏員証票については、令和二年八月五日紛失した旨届出があつたので、同日以降当該徴税吏員証票は無効とする。

令和二年九月四日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	徴税吏員証票	発 行 年 月 日	平成三二年四月一日	番 号	第三七三二号
-----	--------	-----------	-----------	-----	--------

(税務課)